

第 49 回十日町きものまつり「きもの de マルシェ」 出店者マニュアル

1. 開催日時 令和 7 年 5 月 3 日(土)憲法記念日 11:00～15:00
2. 会場 十日町市本町 4 丁目周辺 歩行者天国内
3. 出店場所(区画)について
 - ・ 出店場所は主催者が定めた場所となります。出店場所の変更は出来ません。
出店場所：十日町市本町 4 丁目周辺(予定) ※別紙：出店場所図面参照
 - ・ 出店料は 1 店舗につき 2,000 円です。※後日振込
 - ・ 出店に係わる備品につきましては、出店者様にて準備をいただき設営をお願いします。
4. 交通規制について
 - ・ きものまつり当日の交通規制は下記の通りです。
規制場所：本町 1 丁目～本町 6 丁目、高田町 1 丁目、駅通り
交通規制開始時間：10:30(予定)
交通規制解除時間：15:30(予定) ※まつりは15:00終了
※交通規制時間中は車両の進入は禁止です。
5. 設営・撤収について
 - 【設営スケジュール】

10:15～10:25	・ 出店車両(キッチンカー)を指定出店場所に配置
	・ 資機材は歩道上道路側に仮置き
	・ 資機材搬入車両は臨時駐車場へ移動
10:30～11:00	・ 交通規制開始後、歩行者天国上の出店準備
11:00～15:00	・ きものまつり
15:00～15:30	・ 出店者撤収準備
	・ 資機材は歩道上道路側に仮置き
15:30～	・ 交通規制解除後撤収作業開始
	・ 交通規制が解除されるまで車両の移動、進入禁止

【設営・撤収に関する注意事項】

- ・資機材運搬車両での搬入は10:25までに終了してください。
- ・資機材搬入時及び交通規制時間前の準備において出店車両(キッチンカー)、資機材搬入車両及び資機材が会場周辺住民車庫または駐車場への進入の妨げとならないよう、出店者の責任のもと対応してください。
- ・設営は交通規制開始のアナウンスがあった後に開始してください。
- ・交通規制開始のアナウンスがあるまでは車道には絶対に出ないでください。
- ・15:30(交通規制解除時刻前)までに必ず車道の資機材撤収を完了してください。
- ・キッチンカーで出店する場合は、車両を出店場所へ停車した後、交通規制開始後はキッチンカーの移動は禁止です。交通規制解除後の移動をお願いします。

6. 駐車場について

- ・駐車場については立正佼成会十日町教会駐車場へ駐車してください。
※別紙：第49回十日町きものまつり出店者臨時駐車場図参照

7. 衛生管理について

- ・各出店者の責任において、設備・備品類を清潔に保つよう徹底してください。

8. お知らせ・注意事項

(1) 開催中止の判断

- ・荒天、大雨警報等の天災地変が起こった場合、中止を判断する場合があります。中止の場合、午前9時までに当日緊急連絡先に連絡します。
- ・中止の場合、出店料は返金いたします。ただし、食材費等の補償対応はいたしません。

(2) 持込備品の取扱いについて

- ・安全確保のため、陳列台等が倒れないように出店者の責任のもと十分に注意して設置してください。

(3) 食品の取扱いについて

- ・食品関係の調理・加工・販売を行う出店者は衛生上問題がないように十分注意を払ってください。
 - ・主催者は食品の製造販売に関わるトラブルに関しては一切責任を負いません。出店者の責任のもと適切に対応してください。
 - ・現地での下処理(野菜・肉のカット等)は禁止です。
 - ・包装された菓子・パン・総菜類を販売する場合、食品表示ラベルを必ず貼ってください。
- ※販売を行う食品の製造は、食品衛生管理者の管理のもと、飲食店営業許可、菓子製造業許可等の食品営業許可を持つ施設で行ってください。
- ※臨時食品営業許可申請については各出店者にて申請をしてください。

(4) ゴミの処分

- ・ 出店の際に出るゴミは各自で回収し、持ち帰りのうえ処分してください。会場内及び他出店者付近への投棄・残置は絶対にやめてください。また会場内のゴミ拾いのご協力をお願いします。
- ・ 店舗毎にゴミ箱の設置をお願いします。

(5) 会場の保護と原状回復

- ・ 会場内の施設等を損傷した場合、その回復に要する費用は当該出店者負担となります。会場保護に留意し、必要に応じ予防措置を講じてください。
- また、会場内の施設に装飾をした場合は、終了後必ず原状回復をお願いします。

(6) 会場内禁煙

- ・ 会場内は禁煙です。

(7) 火気の手扱い

- ・ 火気の手扱いは、各出店者で十分に注意をして使用してください。
- ・ 火気及び発電機を使用される出店者は各店で業務用消火器を必ず設置してください。
- ・ 当日、消防署や主催者が安全指導することがありますので、ご協力をお願いします。
- ・ 火器の手扱いを行う店舗については、同封の「火気を使用する歩行者天国イベントの開設届」を記入いただき、期日までに提出してください。

(8) 出店物の保護と管理

- ・ 各出店ブース内及び搬入搬出時における出店物の保護・管理については出店者様自身で行ってください。
- ・ 天災、その他、不可抗力の原因により発生した事故(盗難・紛失・火災・損害等)について主催者はその損傷、賠償の責任を負いません。

(9) 事故やトラブル

- ・ 会場内での事故・金銭トラブル等について、一切責任は負いません。

(10) ルールの遵守

- ・ ルール違反、主催者の指示に従わないなどの場合、出店を中止していただく場合がありますので、ご了承ください。また、これによって生ずる損害や費用の追加、その他不測の事態について、主催者は一切の責任を負いません。

(11) 終了後の報告

きものまつり終了後、来店者数および売上をご報告いただきます。

【問合せ先】

〒948-0079

十日町市旭町 251 番地 17 十日町市総合観光案内所内

(一社)十日町市観光協会 担当：平野

TEL:025-757-3345 FAX:025-757-5150

Mail : infotkm@tokamachishikankou.jp